

静岡県公安委員会告示第20号

指定講習機関として指定した株式会社久里浜中央会館伊東自動車学校から、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により特定講習を廃止する旨の申請を受け、これを許可したので、同規則第14条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年3月28日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

1 廃止しようとする特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

2 廃止しようとする年月日

令和5年4月1日